

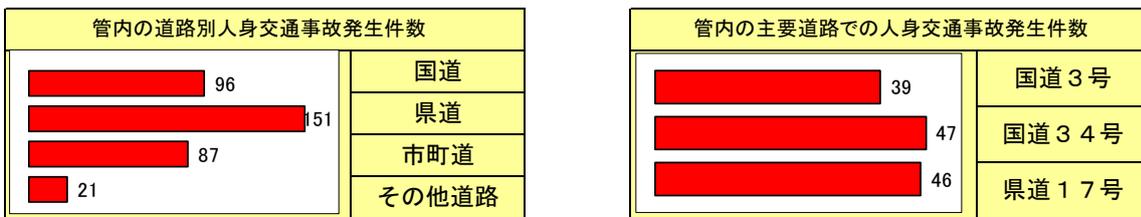
速度取締り指針

鳥栖警察署管内の速度取締り重点		
重点路線	重点時間帯	規制速度
国道3号	6:00 ~ 20:00	50キロまたは法定速度
国道34号	6:00 ~ 20:00	50キロ
県道17号	6:00 ~ 20:00	50キロまたは法定速度

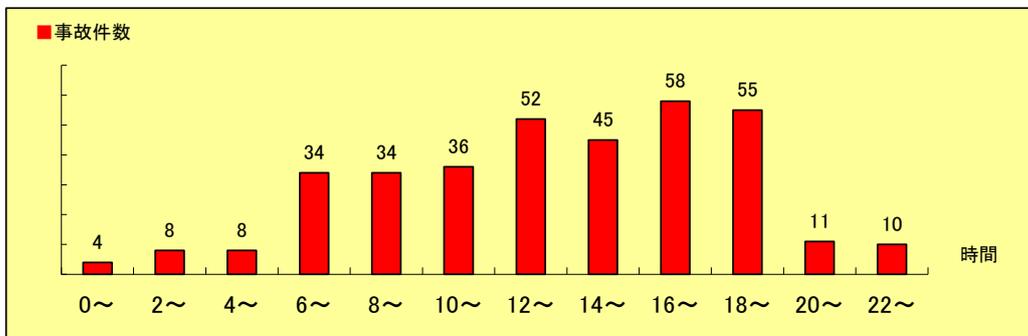
重点路線・時間帯以外であっても、交通事故防止のため、取締りを行います。

鳥栖警察署管内の交通事故実態等

1 道路・路線別の人身交通事故の発生状況(令和7年1月~令和7年12月:355件)



2 時間帯別の人身交通事故発生状況(令和7年1月~令和7年12月:355件)



- 鳥栖警察署管内では、事故全体の約37%が国道3号、国道34号、県道17号で発生しています。
- 交通事故形態で最も多いのが「追突事故」で事故全体の約45%を占めています。
- 通勤通学の早朝、帰宅時間帯のほか、昼間12時台の交通事故が多発しています。

交通事故の原因として最も多いのは、脇見等の「前方不注意」の160件、次いで「安全不確認」の64件、「一時不停止」の24件となっています。



その他の交通指導取締り要点

令和7年中は、交通死亡事故が2件発生し、いずれも「車両×二輪車」の交通事故です。交通事故の原因となる横断歩行者等妨害等、携帯電話使用等、一時不停止、信号無視等の取締りを特に強化し、シートベルト装着義務違反等の取締りも継続します。